

日本心血管インターベンション治療学会北海道支部メディカルスタッフ部会会則

平成27年10月24日制定

第一章 総則

- 第1条：本部会は、一般社団法人日本心血管インターベンション治療学会
(Japanese Association of Cardiovascular Intervention and Therapeutics : CVIT)
北海道支部メディカルスタッフ部会(以下、本部会)と称し、看護師・臨床検査技師・診療
放射線技師・臨床工学技士・薬剤師・栄養士・理学療法士等を構成員とする
- 第2条：本部会の主たる事務所を北海道札幌市(日本心血管インターベンション治療学会北海道支
部事務局内)に置く

第二章 目的及び事業

- 第3条：本部会は、北海道におけるメディカルスタッフを中心とした多職種によるチーム医療体制を構築
し、患者さんに貢献することを目的とする
また、第1条の職種相互の知識の普及を図り、技術の向上及び職種間の連携を強化し、
カテーテル治療の発展に寄与することを目的とする
- 第4条：本部会の目的達成の為、次の事業を行う
- (1) 支部学術集会(地方会と同日協同開催)
 - (2) 学会会誌への投稿推進
 - (3) メディカルスタッフに対する啓蒙活動
 - (4) 認定制度に対する啓蒙活動
 - (5) 他の関係学術団体との連絡および協力
 - (6) 医療安全に関する情報共有
 - (7) その他、本部会の目的を達成する為に必要とされる事業
- 2 前項に定める事業は、北海道において行うものとする

第三章 会員

第5条：北海道に在住する日本心血管インターベンション治療学会メディカルスタッフ会員を北海道支部メディカルスタッフ会員としてあつかう

第6条：日本心血管インターベンション治療学会メディカルスタッフ会員定款 細則に記載された本部会の目的に賛同し年会費を納入した個人を本部会の会員とする
メディカルスタッフ会員 年会費；年額2,000円

第7条：年会費

- (1) 本部会の会員は定められた年会費を支払わなければならない
- (2) 本部会の会員は所定の額の年会費をその当該年度の3月31日までに収めなければならない
- (3) 既納の年会費は、いかなる事由があっても返還しない

第8条：本部会の会員が次のいずれかに該当するに至った時はその資格を喪失する

- (1) 退会したとき：会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる(任意退会)
- (2) 年会費の滞納があったとき：2年間年会費の納入がない時には滞納が生じた年度より会員資格を喪失する
- (3) 死亡または失踪宣告を受けたとき
- (4) 成人被後見人又は被保佐人になったとき
- (5) 本部会が解散したとき
- (6) 除名されたとき

第9条：本部会の名誉を傷つけ、または本部会の目的に反する行為のあった会員は、理事会がその議決によりこれを除名することができる

第5条会員が、次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、理事会が除名することができる。この場合、その会員は議決の前に弁明する機会を与えられるものとする

- (1) 学会の会員としての義務に違反したとき
- (2) 学会の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき
 - 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない

第四章 役員

第10条：本部会は次の役員を置く

- (1) 委員長：1名
- (2) 副委員長：3名以内
- (3) 委員：35名以内
- (4) 地方会メディカルスタッフ実行委員長(メディカルスタッフ部門)：1名
- (5) 相談役：複数名

第11条：本部会の役員は次の各項の規定により選任される

- (1) 本部会委員は、メディカルスタッフ会員の中から選出され、幹事会の承認を得る
- (2) 委員長は、本部会委員の中から委員会で選出される
- (3) 副委員長は、本部会委員の中から委員会で選出される
- (4) 地方会メディカルスタッフ実行委員長は、学術大会会長の推薦をうけて委員会で決定する
実行委員長に承認された者は本人が開催する学術集会の半年前から委員会に出席し、開催準備状況を報告する。この際の委員会においては、審議に加わることは出来るが、議決権をもたないものとする。

第12条：本部会の役員の任期は次の規定に従う

- (1) 委員長の任期は3年とする(最大で2期)
- (2) 副委員長の任期は3年とする
- (3) 委員の任期は3年とし、再任は妨げない
- (4) 地方会メディカルスタッフ実行委員長の任期は、前回学術集会の日の翌日から当該学術集会の終了の日までとする
- (5) 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする
- (6) 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない
- (7) 役員は、委員選出年度の4月1日において満60歳以上である時は、その年度より退任する

第13条：役員の職務

- (1) 委員長は、本部会を開催するとともに本部会の議長とする。必要時、臨時部会を招集することができる
- (2) 副委員長は委員長に事故がある場合、又は委員長が欠けた時にその職務を代理し行う
- (3) 副委員長は委員長の補佐を行い、本部会の会務を行う
- (4) 委員は、本部会の目的を達成する為の事業に関する企画・運営を行う
- (5) 地方会メディカルスタッフ実行委員長は、学術集会時のメディカルスタッフ部門の運営を主宰する

第五章 地方会メディカルスタッフ実行委員会

第 14 条：地方会メディカルスタッフ実行委員会の設立

- (1) 本部会は、部会の下に地方会メディカルスタッフ実行委員会を置く
- (2) 地方会メディカルスタッフ実行委員会は、大会長の属する施設のメディカルスタッフを中心に都度構成し
本部会で承認する
- (3) 大会長の属する施設に適切なメディカルスタッフ実行委員(CVIT 会員)がいない場合や不足する場合、本部会委員長・副委員長もしくは推薦された委員が参加する
- (4) 地方会メディカルスタッフ実行委員会は、専攻分野等の適切なバランスを考慮し査読を行い必要時に本部会へ協力を依頼する(本部会では委員長・副委員長もしくは推薦された委員が、査読の協力にあたる)
- (5) 地方会メディカルスタッフ実行委員会は、看護師・診療放射線技師・臨床検査技師・臨床工学技士等から構成する
- (6) 地方会メディカルスタッフ実行委員会は、演題数を勘案しつつ各職種を含めた 15 名以内で構成する
- (7) 地方会メディカルスタッフ実行委員会は、演題登録締め切りから 1 週間以内を限度に査読を完了し、演題の採択判断を実施する
 - ①演題の採択は該当職種毎に決定しその全員の同意を必要とする
(1 名でも不採択判断を示した演題に関してはその都度協議することとする)
 - ②各職種間に横断的な演題に関しても、2 名以上で構成したグループで査読を担当し 1 名でも不採択判断を示した演題に関してはその都度協議することとする)
- (8) 地方会メディカルスタッフ実行委員会は、演題のセッション分け(分野別の振り分け)を実施する
- (9) 地方会メディカルスタッフ実行委員会は、座長の推薦案を作成し実行委員長へ推薦する

第六章 会則の変更・解散

第15条：この会則は本部会の議決を経て、かつ理事会の承認を得ることによって変更することができる

第16条：本部会の解散については本部会で協議し、その時点における本部会メディカルスタッフ会員数の3分の2以上の議決を経て、理事会の承認を得るものとする

第七章補則

第17条：必要な規則は本部会で協議し、その時点における本部会メディカルスタッフ会員数の4分の3以上

の議決を経て、理事会の承認を得るものとし理事会の議決を経てこれを定める

第18条：本会則に記載されていないことについては、日本心血管インターベンション治療学会定款および細則に準ずる

附則

1.本会則は平成27年10月24日より施行する

2.平成 27 年 10 月 CVIT 北海道地方会メディカルスタッフ実行委員会設立に関して

(1) 地方会メディカルスタッフ実行委員の構成人数は、大会長の属する施設のメディカルスタッフを含めた

15 名以内の委員を選出して構成する

(2) 本部会から推薦された委員も地方会メディカルスタッフ実行委員会へ参加する

・看護師(大会長の属する施設の看護師+本部会から推薦された委員)1～3 名

・診療放射線技師(大会長の属する施設の診療放射線技師+本部会から推薦された委員)
1～3 名

・臨床検査技師(大会長の属する施設の臨床検査技師+本部会から推薦された委員)1～3 名

・臨床工学技士(大会長の属する施設の臨床工学技士+本部会から推薦された委員)1～3 名

・大会長の属する施設に適切なメディカルスタッフ実行委員(CVIT 会員)がいない場合や不足する場合、本部会委員長・副委員長もしくは推薦された委員が協力する

3.平成 3 0 年 3 月 3 1 日 一部改定

令和 3 年 6 月 3 0 日 一部改定

令和 7 年 3 月 3 1 日 一部改定